

# 本件仮処分の概要

裁判所	広島高等裁判所松江支部		
申立日	2023年3月10日	申立内容	島根2号機の運転の仮の差止め
債権者(申立人)	島根県等の住民ら4名(※1)	債務者	当社
審理の概要	審尋が4回開催。申立人は、申立書のほか、準備書面(1)～(29)を提出。当社は、答弁書のほか、主張書面1～7を提出。		
主な争点	地震動評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宍道断層による地震の「震源が敷地に極めて近い場合」(※2)への該当性</li> <li>・ 基準地震動S<sub>s</sub>(820ガル)の合理性</li> </ul>	
	火山評価	火山ガイド(※3)や噴火規模の評価の合理性等	
	原子力災害対策等	立地審査指針(※4)の適用要否、避難計画の実効性	
	法律論	具体的危険性の要件、司法審査の在り方、主張疎明責任	

※1 いずれも島根1、2号機運転差止訴訟控訴審の控訴人。

※2 新規制基準において、極近傍に該当する場合には、各種の不確かさが地震動評価に与える影響をより詳細に評価し、さらに十分な余裕を考慮して基準地震動を策定することが必要とされているもの。

※3 原子力発電所の火山影響評価ガイド。原子力規制委員会が、新規制基準への適合性を審査するにあたり参照する内規(審査ガイド)の一つ。

※4 原子炉立地審査指針。新規制基準制定前の1964年、原子力発電所の立地条件の適否を判断するために設けられた原子力安全委員会の内規の一つ。現時点で改廃はされていないが、新規制基準では用いないこととされた。